

教 健 体 第 1 2 1 号  
令和5年(2023年)4月27日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)様  
(各市町村立学校長)  
(各市町村立幼稚園・幼稚園型認定子ども園長)

北海道教育庁学校教育局指導担当局長 山城 宏 一

### アレルギー事故の未然防止及び対応の徹底について(通知)

このことについては、「学校におけるアレルギー対応について」(令和5年(2023年)1月16日付け教健体第1073号)により、対応に万全を期すよう通知しているところです。

こうした中、本年2月に道内の公立中学校において、食物アレルギーによるアナフィラキシー事案が発生しました。幸いにもエピペンの投与により、重篤な状況には至らなかったものの、一歩間違えば、生徒の生命や健康に重大な影響を与えかねない事案であったことを道教委として重く受け止めております。

つきましては、次のとおり本事案や類似の事案に関する資料を提供しますので、各学校におかれては、児童生徒の命と健康を守るため、速やかに当該資料を確認いただきますとともに、同様の事案の発生を未然に防ぎ、また事案が発生した場合には、組織的で迅速な対応を確実にを行うため、改めて校内研修を行うなどして、校内体制の整備と関係者の理解増進を図り、アレルギー対応に万全を期すようお願いします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、アレルギー対応の取組が確実に行われるよう、例えば、担当者会議の開催や、校内研修の実施状況を確認するなど、アレルギー事故の防止に向けた積極的な対応をお願いします。

### 記

#### 1 提供資料

- (1) 資料1 ○○○立○○中学校 食物アレルギー事案【概要】※今回の道内の事例
- (2) 資料2 東京都調布市立小学校 食物アレルギー死亡事故【概要】※平成24年事故
- (3) 資料3 上記2事例の比較表
- (4) 資料4 ○○○立○○中学校 食物アレルギー事案に係る問題点・課題点
- (5) 資料5 学校の安全配慮義務に係る参考資料

#### 2 参考通知

- 「学校におけるアレルギー対応について」  
(令和5年(2023年)1月16日付け教健体第1073号)  
(道教委ホームページ：<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/111245.html>)
- 「アレルギー対応に係る解説動画について」  
(令和5年(2023年)3月24日付け教健体第1317号通知)  
(<https://youtu.be/7aWFXAZ2uhY>)

〔 健康・体育課健康・体育指導係  
健康・体育課学校給食振興・指導係 〕

## 〇〇〇立〇〇中学校 食物アレルギー事案【概要】

### 【事故概要】

令和5年2月14日（火）13時00分頃、給食喫食後に体調を悪くした〇〇〇立〇〇中学校2年生の生徒（Aさん）が救急搬送された。養護教諭がAさんが保持していたエピペンを早期に打ち、入院はしたものの、翌日に無事退院した。要因は食物アレルギーによるアナフィラキシーショックであった。

### 【経過】

- Aさんには、ソバ、ピーナッツ、甲殻類、木の実類の食物アレルギーがあった。
- 給食喫食時の13時00分頃、当該生徒は、チョコタルト（直径7cm、厚さ1cm）の側面のスポンジ部分の表面にあったナッツを指でこそぎ落としながら食べていた。担任と周囲の生徒は、Aさんに食物アレルギーがあることを知っていたため、食べないように話したが、Aさんは、突然、残っているチョコタルトを口の中へ放り込んだ。
- Aさんは、食べた直後から喉が締めつけられる感覚と腹痛がし始めた。担任は当該生徒がチョコタルトを食べたことを視認。他職員と情報共有等は行なわず、喫食直後から付き添って様子を観察していた。
- 13時05分頃、昼休みになり、Aさんが腹痛を訴えトイレに行ったが症状は改善されなかった。
- 13時20分頃、昼休み終了のチャイムが鳴り、担任が次の授業へ向かう際、Aさんに「大丈夫か」と聞いたところ、Aさんが「大丈夫」と言ったため、そのまま教室を離れた。Aさんがチョコタルトを食べたことや腹痛を起こしたことについて、午後の教科担任には申し送りをしていなかった。
- 13時40分頃、授業中に更に体調不良に陥り、Aさんはその旨を級友に伝えた。Aさんは発症の予感がしたため、当該級友と相談し、エピペン®を持参して1階の保健室に行くことを教科担任に申し出て、当該級友の同行の下、保健室に向かった。なお、その際、教科担任は担任からの申し送りがなかったことや、Aさんが日ごろから授業中に腹痛を起こしていたこともあり、特に気に留めず、保健室に同行しなかった。
- 13時45分頃、Aさんが保健室に来室したが、その時には顔面蒼白となっており、喉の痛みと腹痛を訴えた。養護教諭が、なぜアレルギー食物と知りながら食べたのかを聞いたところ、Aさんは「どうしても食べてみたくなった」と答えた。
- 13時50分頃、養護教諭は校長にエピペン®使用をすることを伝え、校長は救急車を要請した。養護教諭はAさんが持参してきたエピペン®を使用した。Aさんの息苦しさや腹痛は緩和したが、なお悪寒と震えがあった。意識はあり、会話にも異常はなかった。同時並行で職員室にいた別の教諭が保護者に連絡し、父親につながり、事情を説明した。
- 13時55分頃、学校に救急車が到着した。直ちに〇〇〇立病院に搬送された。
- 14時05分頃、〇〇〇立病院で再度エピペン®が投与された。この時にAさんの母親がAさんと合流した。Aさんの状況は落ち着いてはいたものの、5～6時間後に再発の可能性があることから、母親の付き添いの下、地元の△△△立病院に入院した。その翌日、無事に退院した。

## 東京都調布市立小学校 食物アレルギー死亡事故【概要】

### 【事故概要】

平成24年（2012年）12月20日（木）13時22分頃、給食後に体調を悪くした調布市立富士見台小学校5年生の女子児童（Sさん）が救急搬送され、16時29分死亡が確認された。行政解剖の結果、死因は食物アレルギーによるアナフィラキシーショックであった。

### 【経過】

- 当日の学校給食の献立は、わかめごはん、肉団子汁、じゃがいものチヂミ、ナムル、牛乳で、じゃがいものチヂミに粉チーズが含まれていることから、粉チーズを除いた除去食が料理されていた。
- 給食室では、Sさんに提供する除去食であるじゃがいものチヂミを、直径10cm程度の紙カップに入れ丸い形にして、普通食（普通食は四角く切り分けられている。）とは別にオーブンで焼いた。
- チーフ調理員は5年2組（3階）の教室で、除去食であることをSさんに口頭で伝え、Sさん専用の給食がのった黄色いトレイ（一般児童は緑色のトレイ）を直接手渡した。具体的にどの料理が除去食であるかはSさんに伝わっていなかった模様。
- 配食された給食が済んだ頃に、日直が「おかわりどうぞ」とクラス全体に声を掛けた。「じゃがいものチヂミ」は「おかわり用」に4枚残っていた。担任は「食べる人いない？」と声を掛けたところ、Sさんから「欲しいです」という声がかかった。
- 担任はいつものように「大丈夫か？」と声を掛けたところ、Sさんは保護者が念のために持たせている献立表を出し、「これを見れば分かる」と言った。献立表には「じゃがいものチヂミ」には食べてはいけない料理に引かれているピンクのマーカーは引かれていなかった。そこで担任はじゃがいものチヂミをSさんにおかわりとして提供した（12時50分頃）。
- 給食の時間が終了し清掃の時間に差しかかったころ、自席で苦しそうにしているSさんから13時22分頃、「気持ちが悪い」という訴えがあり、担任は「大丈夫か？」と声を掛けた後、養護教諭を呼びに行くよう他の児童に依頼した。
- 1階の保健室にいた養護教諭が駆け付け、担任に救急車を呼ぶように促し、担任は職員室（2階）から13時31分救急車の要請を行った。その際、職員室にいた校長にも救急車要請の確認を行った。
- 担任は、食物アレルギーによるアナフィラキシーを疑い、栄養士に献立を確認し、おかわりをさせたことが原因であると認識した。その後、担任は職員室に戻り保護者（母親）に電話で救急車要請したことを伝えたが、会話が途切れるなど通話状態が悪かった。母親から事務室に電話が入り再度会話した際、担任は保護者から「エピペンを打ってください。」と言われた。
- 一方、5年2組では養護教諭が対応に当たっていたが、Sさんが養護教諭にトイレに行きたいことを伝えたため、養護教諭がおぶって5年2組前のトイレに連れて行った。同じ階の他学年の担任らがトイレに駆け付けたので、養護教諭はAEDと人を呼ぶように要請した。
- 13時36分、校長が駆け付けて即座にエピペン®を打ち、AEDも試みたがAEDからは「通電の必要なし」とのメッセージが流れた。このメッセージは心肺停止の状況か心肺が正常に働いている場合に流れるが、呼吸の確認ができず顔面蒼白の状態（校長からの聴き取り）を考えると、すでに心肺停止状態にあったと推測できる。  
その時に、担任がトイレに駆け付けた。
- 救急車には保護者とエピペン®を打った校長の2人が乗車し病院に向かったが、16時29分に死亡が確認された。

## 東京都調布市立小学校 食物アレルギー死亡事故【概要】

## 【事故概要】

平成24年（2012年）12月20日（木）13時22分頃、給食後に体調を悪くした調布市立富士見台小学校5年生の女子児童（Sさん）が救急搬送され、16時29分死亡が確認された。行政解剖の結果、死因は食物アレルギーによるアナフィラキシーショックであった。

## 【経過】

- 当日の学校給食の献立は、わかめごはん、肉団子汁、じゃがいものチヂミ、ナムル、牛乳で、じゃがいものチヂミに粉チーズが含まれていることから、粉チーズを除いた除去食が料理されていた。
- 給食室では、Sさんに提供する除去食であるじゃがいものチヂミを、直径10cm程度の紙カップに入れ丸い形にして、普通食（普通食は四角く切り分けられている。）とは別にオープンで焼いた。
- チーフ調理員は5年2組（3階）の教室で、除去食であることをSさんに口頭で伝え、Sさん専用の給食がのった黄色いトレイ（一般児童は緑色のトレイ）を直接手渡した。具体的にどの料理が除去食であるかはSさんに伝わっていなかった模様。
- 配食された給食が済んだ頃に、日直が「おかわりどうぞ」とクラス全体に声を掛けた。「じゃがいものチヂミ」は「おかわり用」に4枚残っていた。担任は「食べる人いない？」と声を掛けたところ、Sさんから「欲しいです」という声がかかった。
- 担任はいつものように「大丈夫か？」と声を掛けたところ、Sさんは保護者が念のために持たせている献立表を出し、「これを見れば分かる」と言った。献立表には「じゃがいものチヂミ」には食べてはいけない料理に引かれているピンクのマーカーは引かれていなかった。そこで担任はじゃがいものチヂミをSさんにおかわりとして提供した（12時50分頃）。
- 給食の時間が終了し清掃の時間に差しかかったところ、自席で苦しそうにしているSさんから13時22分頃、「気持ちが悪い」という訴えがあり、担任は「大丈夫か？」と声を掛けた後、養護教諭を呼びに行くよう他の児童に依頼した。
- 1階の保健室にいた養護教諭が駆け付け、担任に救急車を呼ぶように促し、担任は職員室（2階）から13時31分救急車の要請を行った。その際、職員室にいた校長にも救急車要請の確認を行った。
- 担任は、食物アレルギーによるアナフィラキシーを疑い、栄養士に献立を確認し、おかわりをさせたことが原因であると認識した。その後、担任は職員室に戻り保護者（母親）に電話で救急車要請したことを伝えたが、会話が途切れるなど通話状態が悪かった。母親から事務室に電話が入り再度会話した際、担任は保護者から「エピペンを打ってください。」と言われた。
- 一方、5年2組では養護教諭が対応に当たっていたが、Sさんが養護教諭にトイレに行きたいことを伝えたため、養護教諭がおぼつて5年2組前のトイレに連れて行った。同じ階の他学年の担任がトイレに駆け付けたので、養護教諭はAEDと人を呼ぶように要請した。
- 13時36分、校長が駆け付けて即座にエピペン®を打ち、AEDも試みたがAEDからは「通電の必要なし」とのメッセージが流れた。このメッセージは心肺停止の状況か心肺が正常に働いている場合に流れるが、呼吸の確認ができず顔面蒼白の状態（校長からの聴き取り）を考えると、すでに心肺停止状態にあったと推測できる。その時に、担任がトイレに駆け付けた。
- 救急車には保護者とエピペン®を打った校長の2人が乗車し病院に向かったが、16時29分に死亡が確認された。

## 〇〇〇立〇〇中学校 食物アレルギー事案【概要】

## 【事故概要】

令和5年2月14日（火）13時00分頃、給食喫食後に体調を悪くした〇〇〇立〇〇中学校2年生の生徒（Aさん）が救急搬送された。養護教諭がAさんが保持していたエピペンを早期に打ち、入院はしたものの、翌日に無事退院した。要因は食物アレルギーによるアナフィラキシーショックであった。

## 【経過】

- Aさんには、ソバ、ピーナッツ、甲殻類、木の実類の食物アレルギーがあった。
- 給食喫食時の13時00分頃、当該生徒は、チョコタルト（直径7cm、厚さ1cm）の側面のスポンジ部分の表面にあったナッツを指でこそぎ落としながら食べていた。担任と周囲の生徒は、Aさんに食物アレルギーがあることを知っていたため、食べないように話したが、Aさんは、突然、残っているチョコタルトを口の中へ放り込んだ。
- Aさんは、食べた直後から喉が締めつけられる感覚と腹痛がし始めた。担任は当該生徒がチョコタルトを食べたことを視認。他職員と情報共有等は行なわず、喫食直後から付き添って様子を観察していた。
- 13時05分頃、昼休みになり、Aさんが腹痛を訴えトイレに行ったが症状は改善されなかった。
- 13時20分頃、昼休み終了のチャイムが鳴り、担任が次の授業へ向かう際、Aさんに「大丈夫か」と聞いたところ、Aさんが「大丈夫」と言ったため、そのまま教室を離れた。Aさんがチョコタルトを食べたことや腹痛を起こしたことについて、午後の教科担任には申し送りをしていなかった。
- 13時40分頃、授業中に更に体調不良に陥り、Aさんはその旨を級友に伝えた。Aさんは発症の予感がしたため、当該級友と相談し、エピペン®を持参して1階の保健室に行くことを教科担任に申し出て、当該級友の同行の下、保健室に向かった。なお、その際、教科担任は担任からの申し送りがなかったことや、Aさんが日ごろから授業中に腹痛を起こしていたこともあり、特に気に留めず、保健室にも同行しなかった。
- 13時45分頃、Aさんが保健室に来室したが、その時には顔面蒼白となっており、喉の痛みと腹痛を訴えた。養護教諭が、なぜアレルギー食物と知りながら食べたのかを聞いたところ、Aさんは「どうしても食べてみたくなった」と答えた。
- 13時50分頃、養護教諭は校長にエピペン®を使用することを伝え、校長は救急車を要請した。養護教諭はAさんが持参してきたエピペン®を使用した。Aさんの息苦しさと腹痛は緩和したが、なお悪寒と震えがあった。意識はあり、会話にも異常はなかった。同時並行で職員室にいた別の教諭が保護者に連絡し、父親につながり、事情を説明した。
- 13時55分頃、学校に救急車が到着し、直ちに〇〇〇立病院に搬送された。14時05分頃、〇〇〇立病院で再度エピペン®が投与された。この時にAさんの母親がAさんと合流した。Aさんの状況は落ち着いてはいたものの、5～6時間後に再発の可能性があることから、母親の付き添いの下、地元△△△立病院に入院した。その翌日、無事に退院した。

## 〇〇〇立〇〇中学校 食物アレルギー事案に係る問題点・課題点

〇〇〇立〇〇中学校の食物アレルギー事案について、主な問題点・課題点は次のとおり。各学校においては、児童生徒の健康と安全を守るため、「学校におけるアレルギー対応について」（令和5年（2023年）1月16日付け教健体第1073号通知。以下「アレルギー対応通知」という。）及び「アレルギー対応に係る解説動画について」（令和5年（2023年）3月24日付け教健体第1317号通知）に基づき、対応の徹底を図られたい。

### 1. 食物アレルギーの原因物質が入っている食品が、生徒に配膳されていることが課題の一つと考えられる。

- ・ 可能な限り、本人に配膳されないように工夫することが望ましい。（単品であれば数を減らして分配する、配膳時に献立表を確認し、該当の料理は盛り付けない、該当食品が入っているメニューの日は弁当を持参する、など）

⇒ アレルギー対応通知の資料5「(例) こんだて表」を確認。

### 2. 喫食直後から症状が出現していたが、情報共有や速やかな緊急時の対応がなされていない。

- ・ 一歩間違えば、命にかかわる重篤な状況に発展しかねなかった。
- ・ 食物アレルギーの原因物質を喫食し、何らかの症状が出ている時点で、直ちに人を集め、その場で安静を保ち、「緊急性が高い症状」かどうかを判断する必要があった。（緊急性が高い症状がある場合は、直ちにエピペン使用＋救急車要請）

⇒ アレルギー対応通知の資料3「緊急連絡体制」「症状チェックシート」を確認。

### 3. 学校の対応マニュアルを実効性のあるものとして活用する必要があり、形骸化していないか検証することが必要。

- ・ アレルギー通知に添付した資料3の「症状チェックシート」を活用できていたら、直ちにエピペン®を使用し、より早く救急車を要請できた可能性がある。
- ・ 当該学校においても、マニュアルは作成されていたが、実際の事案では、その適用に課題があった。
- ・ エピペン®については、教職員全員が、迷わず打つ（迷ったら打つ）ことを理解し、校内研修を実施するなど、打つことができる体制を整備する必要がある。

⇒ アレルギー対応通知の資料1「重点項目チェックリスト」、資料3「危機管理マニュアル(例)」、資料4「校内研修の企画・実践(例)」を確認。

学校は、児童生徒の生命、身体等の安全について、万全を期すべき、信義則上の義務を負う。

## ○中野富士見中いじめ自殺事件判決（平成6.5.20東京高裁）

### 【事件概要】

教員がいじめ防止のために適切な措置を講ずることができず、生徒がいじめに長期間にわたってさらされ続け、深刻な肉体的、精神的苦痛を被ることを防止できなかったことに対する教員の**過失**の存在が争われた事案

### 【判決要旨】

公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、他の生徒の行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれが現にあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の発生を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務があるといわなければならない。

# 安全配慮義務に違反した場合

刑事上の責任、行政上の責任、民事上の責任を、それぞれ問われる場合がある。

## ① 刑事上の責任

加害者が、犯罪を犯したとして、懲役刑や禁固刑、罰金刑などに処されること。  
学校教育でいえば、水泳指導中の児童生徒の死亡の場合などに過失致死罪、体罰による負傷等の場合に暴行罪や傷害罪に問われる場合がある。

## ② 行政上の責任

地方公共団体から職務上の義務違反として懲戒処分を受けること。

## ③ 民事上の責任

被害者やその保護者から、民法上の不法行為に基づく損害賠償を求められること。  
多くは、国家賠償法に基づき、国や地方公共団体に対して損害賠償を請求される。  
賠償の責に任じた国や地方公共団体は、故意又は重大な過失のあった者に対し、求償することができる。

# 国家賠償法（抜粋）

県費負担教職員の賠償責任は、一義的には市町村になる。なお、被害者保護の観点から、給与負担者である道も賠償責任を負う場合がある。

○国家賠償法（昭和22年法律第125号）（抄）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

2 略

# アレルギー対応の徹底について

- アレルギーは、特に、子どもたちの生命や身体等に深刻な影響を与える恐れが高い。
- 子どもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、アレルギー対応の徹底を図ることが極めて重要。
- このため「学校におけるアレルギー対応について」（R5.1.16付け教健体第1073号）及び解説動画（R5.3.24付け教健体第1317号）を活用し、関係者の理解増進を図り、その対応に万全を期していただきたい。